

○桑名市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱

平成16年12月6日

告示第79号

改正 平成17年3月30日告示第53号

平成18年3月24日告示第64号

平成23年3月31日告示第77号

(目的)

第1条 この告示は、重度障害者が社会参加又は医療機関への通院等のためタクシーを利用する場合、その一部を助成することにより、経済的負担の軽減と社会活動の促進を図り、もって、重度障害者の福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業における対象者は、本市の区域に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害程度が1級又は2級のもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けた者で、その障害程度がAのもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害程度が1級のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなないものとする。

- (1) 桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱（平成16年桑名市告示第78号）に規定する自動車燃料費の助成を受けている者
- (2) 前項に定める者のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下この条において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する区分に応じた所得の額以上の所得を有する者
- (3) 世帯の生計中心者（前項に定める者を除く。）のうち、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法施行令第8条第1項において準用する同施行令第2条第2項に規定する区分に応じた所得の額以上の所得を有する者

(助成金の額)

第3条 この事業における助成金の額は、乗車1回につき630円とする。ただし、タクシー料金が630円に満たない場合は、そのタクシー料金とする。

2 やむを得ない理由により自宅等へタクシーを配車する要請を行った場合は、迎車料100円を助成する。

(申請及び交付)

第4条 市長は、第2条に規定する者から重度障害者タクシー乗車券交付申請書（様式第1号）の提出があったときは、重度障害者タクシー乗車券（様式第2号。以下「乗車券」という。）を毎年度36枚交付するものとする。ただし、当該年度の途中で申請があった場合は、申請のあった日の属する月から年度末までの月数に、1月当たり3枚に相当する数を乗じて得た枚数の乗車券を交付するものとする。

2 前項の規定により交付した乗車券は、再交付しない。

(利用の方法)

第5条 前条第1項に規定する乗車券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該年度末までタクシーに乗車する際に乗車券を利用することができる。

2 前項に基づく乗車区間は、原則として桑名市内とする。

(利用できるタクシー)

第6条 利用者が利用できるタクシーは、桑名市内に営業所を有するもので、この事業の趣旨に賛同するもの（以下「協力機関」という。）のタクシーとする。

(手帳の携行)

第7条 利用者が協力機関のタクシーに乗車する場合において乗車券を利用するときは、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を携行し、乗務員の求めに応じてこれを提示しなければならない。

(乗車料金)

第8条 利用者が協力機関のタクシーに乗車した場合、利用者の負担額は、1乗車ごとにタクシー料金から630円を控除した額とし、乗車券を添えて直接協力機関の乗務員に支払うものとする。ただし、タクシー料金が630円以下の場合は乗車券で支払うものとする。

2 利用者が自宅等へタクシーを配車する要請を行った場合の迎車料は、迎車券で支払うものとする。

(協力機関からの請求)

第9条 協力機関は、利用者から受け取った乗車券を毎月取りまとめ、重度障害者タクシー利用料金請求書に添えて、市長に対して助成相当額を請求するものとする。

(協力機関への支払)

第10条 市長は、前条による請求があった場合は、速やかに当該助成額を協力機関に支払うものとする。

(不正使用の禁止)

第11条 利用者は、乗車券を有効期間後に使用し、又は他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、利用者が不正の行為によりこの告示による助成を受けたとき、又は前条の規定に違反したときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第13条 市長は、タクシー券の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は対象者に対し、質問又は調査をすることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年12月6日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、平成17年3月31日までの間、合併前の桑名市の区域に限り適用する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の桑名市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱(平成12年桑名市告示第31号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月30日告示第53号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日告示第64号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第77号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の桑名市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日以降に申請書を提出した者について適用し、同年3月31日以前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

重度障害者タクシー乗車券交付申請書

年 月 日

(宛先)桑名市長

(申請者)

住 所 桑名市

氏 名



桑名市重度障害者タクシー乗車券の交付を次のとおり申請します。

対 象 者	氏 名		生年月日		
	住 所		電 話		
	手帳番号	県 第 号	障害の部位 及び等級	<input type="checkbox"/> 視覚障害	級
				<input type="checkbox"/> 聴覚・平行障害	級
				<input type="checkbox"/> 体幹障害	級
				<input type="checkbox"/> 音声・言語等	級
				<input type="checkbox"/> 肢体不自由	級
				<input type="checkbox"/> 内部障害	級
	<input type="checkbox"/> 療育手帳	A			
	<input type="checkbox"/> 保健福祉手帳	級			
資格認定番号		乗車券番号			

同 意 書

私は、この申請にあたり、私及び世帯を同一にする世帯員の所得及び課税状況等を桑名市が調査することについて同意します。

年 月 日

氏名



※処理欄(以下は記入しないで下さい。)

受 付 印	受 給 資 格 審 査 欄	
	<input type="checkbox"/> 資格有り	<input type="checkbox"/> 資格無し
	交 付 日	<input type="checkbox"/> 所得制限
	年 月 日	<input type="checkbox"/> そ の 他
	備 考	

様式第2号(第4条関係)

○ 迎車券  
(おむかえ券)

100円

乗務員の方へ

この券はお客様  
を自宅等に迎え  
に行った場合に  
受け取ってくだ  
さい。

100円券のみの  
使用は不可

○ 桑名市重度障害者タクシー乗車券

助成額	備考
630円	

ただし、料金が、630円に満  
たない場合はその金額

乗車年月日	年 月 日
協力会社名	

乗務員の方へ

この乗車券の提出があったとき  
は、630円を差し引いた乗車料金を  
受け取ってください。ただし、乗  
車料金が630円に満たない場合は、  
その金額を備考欄に記入し、釣銭  
は支払わないでください。

桑名市長



有効期限 年 月 日まで

(タクシー乗車券表紙)

(表)  
桑名市重度障害者  
タクシー乗車券綴



※ この券の使用は、本人に限ります。

手帳番号	県第	号
------	----	---

住所	
氏名	

有効期限 年 月 日 一桑名市一

(裏)

**【注意事項】**

- 1 この乗車券が利用できるのは、表記に記載されている人に限ります。
- 2 乗車料金から630円を差し引いた額を、この乗車券(1枚)といっしょに乗務員にお支払いください。また、乗車料金が630円に満たない場合であっても、釣銭の請求はできません。なお、自宅等まで迎えに来ていただいた場合のみ、迎車券(おむかえ券)に乗務員にお渡しください。
- 3 この乗車券を使用するときは、必ず身体・精神保健福祉・療育の各手帳を携行し、乗務員から求められた時は、これを提示してください。
- 4 車いすを使用の方は、あらかじめその旨をタクシー会社にご連絡ください。
- 5 有効期限の過ぎた乗車券は、障害福祉課へお返しください。

裏面につづく

- 6 利用できるタクシーは桑名市指定の協力機関に限ります。

**問合せ**

桑名市役所 保健福祉部 障害福祉課

TEL

FAX

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)